



グリーン配達 Q & A

Q グリーン配達って何？

A 物品購入に際して、物品納入時にディーゼル車を使用せず、ガソリン車、LPガス車、低排出ガス車(LEV-6)、低公害車などの「環境への負荷の少ない自動車」の使用を求める取り組みのことをいいます。

Q 兵庫県はどういう取り組みをするの？

A 兵庫県では、環境率先行動計画(ひょうご・エコアクション・プログラム・ステップ2)を平成13年3月に策定し、環境に配慮した様々な取り組みを行っています。そのなかで「県の施設に物品を納入する事業者に環境負荷の少ない自動車使用の協力を求める」として、グリーン配達を推進しています。

Q まわりの府県の取り組みは？

A 京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会(京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・神戸市)において、グリーン配達共同宣言を行ない、各府県市が率先して実施をすすめていくことで合意しています。

グリーン配達共同宣言

京阪神の6府県市では、自動車に起因する大気汚染の改善を図るため、平成12年に協議会を設立し、広域的な課題に共同で取り組んできたが、車両の大型化やディーゼル車の走行量の増加等により、窒素酸化物や粒子状物質等、都市部における大気汚染は依然として厳しい状況である。

そこで、当協議会は、自動車排出ガス対策を推進するため、構成各府県市において、購入物品等の配送に際して環境負荷の少ない車両の使用を納入業者等に求めていく「グリーン配達」を率先して進めることを宣言する。

さらに、この取組みが、より低公害な車の普及を促進し、自動車排出ガス等の削減に資するものとなるよう、その拡大に努める。

平成13年6月8日

京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会

京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・神戸市